

ベトナム会計・税務

関連会社間の取引がある会社に対する税務管理に関する政令第 20/2017/ND-CP 号の案内通達

2017年4月28日、財務省は関連会社間の取引がある会社に対して税務管理を規定する2017年2月24日付の政令第20/2017/ND-CP号のいくつかの項目を案内する通達第41/2017/TT-BTC号を発行した。その中に特に注目すべき点は、関連会社間の取引金額の確定書類の作成免除基準である。適用対象は以下のとおりである。

- ・単純機能の事業を運営する会社であること
- ・無形資産の使用又は開発による売上及び費用が発生しないこと
- ・1年間の売上高が2,000億ベトナムドン以下、かつ支払金利を控除する前の税引前利益率が次に該当する会社であること。流通業5%以上、製造業10%以上、加工業15%以上。

複数の事業を営む会社の税引前利益は、以下のように決定される。:

- 納税者は別々の業種に対して、売上及び費用を個別に管理し計上する場合、適用する支払金利を控除する前の税引前利益率は、それぞれの業種に応じる。
- 納税者は別々の業種に対して、売上を個別に管理し計上するが、費用を個別に管理、計上しない場合、それぞれの業種の売上率に対して費用を分配し、該当する支払金利を控除する前の税引前利益率を適用する。
- 納税者は別々の業種に対して、該当する支払金利を控除する前の税引前利益率を特定するために売上及び費用を個別に管理し計上できない場合、支払金利を控除する前の税引前利益率が一番高い業種の該当利益率を適用する。

本通達は2017年5月1日より有効となる。

保税倉庫に保管される商品の販売活動に対する外国契約者税の政策

2017年6月1日、税務総局はオフィシャルレター第2303/TCT-CS号を発行した。それによると、外国に所在する会社は、日本における供給者から商品を購入し（商品は、会社が賃借するベトナムでの保税倉庫に保管される）、その後 Incoterms FOB 又は DDP の協約に準拠して外国にある顧客に販売する場合（商品の所有権はベトナムの保税倉庫でなく、船舶上又は外国の顧客の倉庫で移転される；海外会社は必要な通関手続き、荷積み及び荷下ろし等を実施するためだけに保税倉庫を賃借し、保税倉庫から顧客に商品を運送するために運送業者に依頼する）、この会社は通達第103/2014/TT-BTC号の適用対象ではない。

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話；+84 24 6296 5726

ホーチミン事務所：GF, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話；+84 28 3930 5491

輸出加工会社に対する、付加価値税のインボイス作成及び申告税率及び会計処理方法の案内

2017年6月12日、ハノイ税務局はオフィシャルレター第39241/CT-TTHT号を発行した。それによると、会社は輸出加工会社であり、輸出権、輸入権、卸売権及び小売権の実施並びにベトナムでの商品売買及び商品売買に直接関連する活動を許可するビジネスライセンスを付与された場合、ベトナムでの商品売買活動に対して、以下を実施する必要がある：

- 規定に基づき、税務登録情報を変更する
- ベトナムでの商品売買活動に対して、別の会計帳簿を作成して売上及び費用を計上しなければならない、その商品を生産製品の保管場所とは別の場所に保管しなければならない、或いは輸出加工地域外に別の支店（支社）を設立し、商品を保管する必要がある。
- 国内へ販売する場合又は他の輸出加工会社に販売する場合、規定に基づき、VATインボイスの利用及び確定申告を実施しなければならない。
- 外国に輸出する場合、商品及びサービスを輸出する国内会社と同様な輸出手続きを実施する必要がある。また、通達第219/2013/TT-BTC号が規定する輸出条件を満たせば、付加価値税率の0%が適用される。

商号利用権の譲渡を含む技術移転に対する外国契約者税

2017年6月8日、ハノイ税務局はオフィシャルレター第38853/CT-TTHT号を発行した。それによると、外国にある会社と技術移転契約を締結し、その中に商号利用権の譲渡に関する内容も含む場合、この2つの活動から得られる売上を別々に分けなければならない：

技術移転法が規定する技術移転は、付加価値税の課税対象ではない。しかし、知的財産法が規定する商号利用権の譲渡は、付加価値税の課税対象である。

外国契約者税の納税義務について：

- **付加価値税：** 移転をする会社は外国の組織であり、ベトナムでの居住地を保持しないため、移転する会社に代わり、ベトナムの会社は商号利用権の譲渡から得られる売上の5%の税率で付加価値税を確定申告する。それぞれの移転活動の契約価値を分けられない場合、契約の全価値に対して5%の税率で確定申告する。
- **法人所得税：** ベトナムの会社は、外国の会社に譲渡代金を支払う前に、それぞれの移転活動の課税所得に対して、10%の税率で法人所得税を控除及び確定申告する責任がある。

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話；+84 24 6296 5726

ホーチミン事務所：GF, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話；+84 28 3930 5491

ベトナムその他

中小企業支援法

2017年6月12日、第14期第3回国会において、中小企業支援法が議決された。本法律によると、中小企業とは、前年度の社会保険加入平均人数が200人以下であり、かつ前年度の総資本金は1,000億ベトナムドン以下又は前年度の売上高は3,000億ベトナムドン以下の企業である。

中小企業の支援内容は次の通りである：経営環境の改善、行政改革；商業銀行、基金及び他の金融機関への資本アプローチ支援；税務及び会計支援；教育、コンサルティング及び情報支援；生産経営面積の支援；市場の開拓及び拡大支援等。そのうち、税務及び会計支援の規定では、中小企業は現行法令が規定する法人所得税率より低い税率を期限付きで享受することができ、また、現行法令が規定する税務行政手続き及び会計制度より簡素な手続き及び制度を使用することができる。

本法律は2018年1月1日より有効となる。

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものです。本資料記載の情報は、法律上、会計上及び税務上のいかなる助言を含むものではありません。Meinan Accounting Vietnamは、本資料に基づき発生するいかなる損害についても一切責任を負いません。本資料の詳細については、Meinan Accounting Vietnam までご連絡ください。

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話：+84 24 6296 5726

ホーチミン事務所：GF, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話：+84 28 3930 5491